

## 事例 2

### —余暇発明の届出—

『井田教授は、大学で画像処理工学の研究をしている。休日には好きな車の調整に余念がない。最近、特に内燃機関の調整に熱心に取り組んでいる。ある火曜日、帰宅途中、今までに比べて格段に優れた内燃機関の構造を思いついた。井田教授は、大学での研究内容とは違うし、帰宅途中に思いついた発明なので、大学への届出は不要と考え、自分の費用で特許を出願した。』

#### 大学と TL0 関係者への質問

Q2. 井田教授が専門外の研究成果を大学に届出なかったことについて

選択肢-1 問題ない

選択肢-2 問題あり

#### 産業界への質問（大学と TL0 関係者への質問と違う部分に波下線）

Q2. 井田教授が専門外の研究成果を大学に届出なかったことについて

選択肢-1 問題ない

選択肢-2 問題あり

選択肢-3 その他（産業界での本務外の発明の取扱いとの相違があればコメントして下さい。）

大学関係者（事例2）

整理番号	回答者		余技発	事例2:余暇の発明だから届け出なかった 問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点			
1-1	助手	教育・研究	明の届出なしに問題ないか		
1-2	副学長	管理	あり	大学教員の思考時間に勤務時間の当てはめは難しい。国立大の場合には教特法がある。	国大教員の勤務時間の内外の難しさの指摘
1-3	教授	教育・研究	ない		
1-4	部局長等の長	管理	ない		
1-5	助教授	コーディネーション	ない	着想から出願までの一切が学外業務時間外で行われる事が前提。	
2-1	教授	教育・研究	ない		
2-2	研究協力部/部研究協力事務課長	研究協力事務	あり		
2-3	部局長等の長	管理	ない		
3-1	助教授	コーディネーション	あり	国立大学では、全ての発明は発明委員会届出が原則。ただし、私立大学等では自由である点も多くの教官は知り始めている。今後、このあたりが国立大から離れていく教官もでてくる可能性もある。	私立大学の状況要件チェック
4-1	副学長	管理	ない		
5-1	部局長等の長	管理	あり	この場合、専門外の研究成果とは言い難い。	
5-2	助教授	コーディネーション	あり	専門と専門外の分野の区分はそれほど明瞭なものではない。大学レベルの判断を待つ必要があろう。	
5-3	部局長等の長	管理	ない		
5-4	部局長等の長	教育・研究	あり	現状では。	
5-5	教授	教育・研究	ない		
6-1	教授	教育・研究	ない	本件に関しては、研究者個人に権利があるとすることは当然である。そのように考えて出願費用も個人負担であることから、特に問題なしと考えたい。	
7-1	部局長等の長	教育・研究	あり	あくまでも職業の延長戦で得られた成果である。	
7-2	助教授	コーディネーション	あり		
7-3	教授	教育・研究	ない		
7-4	部局長等の長	管理	ない	発明は基本的には本人の能力に負うところが大きく、この事例のように専門でない事での出願は問題にすべきではない。	
8-1	副学長	管理	ない		
8-2	助教授	コーディネーション	ない	自分の研究以外であり、学内的設備や研究資金など本発明には、関係していない。逆に、豊富な趣味等による知的活動は、教育・研究に大きな効果を与えるものであり、これから派生する発明は全く個人のもので判断されるべきである。	
8-3	研究協力部/部研究協力事務課長	研究協力事務	ない	本人の研究外の発明であり発明に対し、研究費等を要していないので公務外での発明に値すると思う。	
8-4	教授	教育・研究	ない		
8-5	部局長等の長	管理	あり		
8-6	教授	教育・研究	ない	個人の費用で行うのだから良い。	
8-7	教授	教育・研究	ない		
8-8	学長	管理	あり	大学での研究内容と違うとしても、その研究が大学で行われたならば大学へ届けるべきである。そうでなければ個人で特許出願してよい。	
8-9	教授	教育・研究	ない		
9-1	副学長	管理	ない		
9-2	副学長	管理	あり	所属機関で生計の基盤をえているなら、表面的な関係の有無は別にして届出るべきである。	

整理番号	回答者		余技発	事例2:余暇の発明だから届け出なかった 問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点			
10-1	部局長等の長	管理	ない	この場合は、大学における研究内容との違いが明白であり、発明した場所も大学とは無関係、出願費用も自弁である。	
10-2	助教授	コーディネーション	ない	大学で専門とする学術分野と関係しない。	
10-3	部局長等の長	管理	ない	大学で専門とする学術分野と関係しない。	
10-4	教授	教育・研究	あり	すべてを透明にすることがきわめて重要。	透明性が必要
10-5	教授	教育・研究	あり	大学の教官は出願した特許はすべて大学に届出を行い、個人特許として承認を受ければ良い。	透明性が必要
10-6	教授	教育・研究	ない		
10-7	部局長等の長	管理	ない	専門とする学術分野と関係がない。	
10-8	教授	教育・研究	ない	大学への職務外発明の旨、届出た方がベターであろう。あるいはそのような仕組み作りが必要。	
10-9	教授	技術移転業務	ない	アメリカなどの調査で厳密に言えば、かなりグレーと評されることもあるが、文脈とのバランスでいえば、本件は日本ではシロとなるであろう。	
10-10	助教授	教育・研究		このケースは状況としては問題無いが、個人発明であることを認定しておくことが、社会的な透明性の確保の点で、トラブル予防の効果が大きいと考えられる。	透明性が必要
11-1	副学長	管理	ない		
12-1	部局長等の長	教育・研究	ない		
12-2	研究協力部/部研究協力事務課長	研究協力事務	あり	公私を問わず、権利の帰属を公的に決定するルールの徹底が必要。	
12-3	副学長	管理	ない	全人格を大学に預けているわけではない。	管理職の兼業の問題とも関係か
12-4	助教授	コーディネーション	あり		
12-5	学長	管理	ない	問題はないが、その境界が非常に厳しく、届出により、判定を得ておく事が望ましい。また、大学がその組織として活力を公的に知る機会にもなる。	
13-1	副学長	管理	ない	余技と考える	
13-2	研究協力部/部研究協力事務課長	研究協力事務	あり	上記のような状況であれば、休日、自宅などで自費や国以外の研究費で研究をした場合や兼業で研究した場合などは「公務」ではなく、「私的な」研究となります。しかし、設問のような場合でも、大学への届出については必要と思われる。	
13-3	教授	教育・研究	あり		
13-4	副学長	管理	ない		
13-5	部局長等の長	教育・研究	ない	本業でないので問題ないと思う。	
13-6	部局長等の長	管理	あり	専門領域が違うとは言え、同じ工学領域の発明であるからバックグラウンド的知的財産の問題が生じるのではないかと？	
13-7	教授	教育・研究	ない		
13-8	部局長等の長	管理	ない	余技と判断した。	
14-1	教授	教育・研究	ない		
14-2	教授	管理	ない		
14-3	部局長等の長	管理	ない		
14-4	部局長等の長	教育・研究	ない	同じ分野でも届出により国への譲渡なしと出来る。	
14-5	教授	教育・研究	ない		
15-1	副学長	管理	ない	趣味の範囲なら問題ないと考え。同じ工学の分野ということがひっかかるが、この場合は画像処理と内燃機関の関係による。	

整理番号	回答者		余技発	事例2:余暇の発明だから届け出なかった 問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点			
16-1	助手	コーディネーション	ない	「選択肢 3 その他」が欲しいところだ。画像処理工学の研究から得た情報や技術が、直接的に本発明のバックグラウンドになっているような場合は、別の解釈となろう。	
16-2	助教授	技術移転業務	ない		
16-3	教授	教育・研究	ない		
16-4	部長長等の長	管理	あり	本学では発明委員会の処理を非常に速やかにできるようにして、届出を義務付けている。このケースでは届け出れば本人に帰属すると判定を受けるだろうから届け出るべきである。	透明性が必要
16-5	教授	教育・研究	ない		
16-6	部長長等の長	教育・研究	ない		
16-7	教授	教育・研究	ない	職務とまったく関係ない発明であり、利益相反にもならない。	
16-8	助教授	教育・研究	ない		
17-1	部長長等の長	教育・研究		大学での研究と関係ないと言い切れな。一般論として、発明届を大学に出したところで、発明者を個人に帰属することは可。	
17-2	副学長	管理	ない		
19-1	部長長等の長	管理	ない		
19-2	研究協力部/部	研究協力事務課長	あり	透明性の確保という点で大学への届出は必要。	透明性が必要
19-3	学長	管理	ない		
19-4	部長長等の長	管理	ない		
20-1	学長	管理	あり	大学人の知的活動を私的なものと公的なものに区別することは、難しい。ここで例としてあげられている事例が、個人的なものと断定することはできない。大学人の発明は、他の方法で守られるべきだろう。	
20-2	副学長	管理	あり	大学人の知的活動を私的なものと公的なものに区別することは、難しい。ここで例としてあげられている事例が、個人的なものと断定することはできない。大学人の発明は、他の方法で守られるべきだろう。	
20-3	助手	教育・研究	ない	実証試験などの出願に関わる費用を全て個人で拠出した場合に限り問題ないと思う。	
20-4	部長長等の長	管理	ない		
21-1	副学長	管理	ない		
21-2	副学長	管理	ない	大学で得ている研究費の分野とは異なるため。	
22-1	研究協力部/部	研究協力事務課長	ない		
22-2	副学長	管理	ない		
22-3	副学長	管理	ない	(問題はないが)届出は必要。	透明性が必要
24-1	助教授	コーディネーション	あり		
24-2	研究協力部/部	研究協力事務課長	あり		
24-3	教授	コーディネーション	あり	発明が本業とは異なる点を説明する申し立て書を出すべき。	
24-4	教授	教育・研究	ない	もし、余技の時に発明したものを届け出る必要があるなら、余兼業とも関係する時間も勤務時間と見なすべきある。(実際は困難)	
24-5	部長長等の長	管理	ない		
24-6	学長	管理	ない		
25-1	研究協力部/部	研究協力事務課長	ない	制度にとらわれず、自由度も大切である。	
25-2	副学長	管理	ない	頭脳の中には境界はないので、本来区分し難いものであろう。規則・制度である基準を定めるほかはない。	

整理番号	回答者		余技発	事例2:余暇の発明だから届け出なかった 問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点			
25-3	助教授	技術移転業務	ない	職務発明に該当しない。	
25-4	部長長等の長	管理	ない		
26-1	教授	教育・研究	あり	発明委員会で審議した方が、社会的な信頼を得ることになる。	
26-2	部長長等の長	管理	あり	アイデアを実践するのに大学の施設等を利用する機会が多い。	公私の別の問題を指摘
26-3	部長長等の長	教育・研究	あり		
26-4	部長長等の長	管理	ない		
26-5	助教授	コーディネーション	ない		
27-1	教授	教育・研究	ない	届けて、個人特許の認定を受けたほうが良かったのは確かではあるが。	透明性の必要性を示唆
27-2	教授	教育・研究	ない		
27-3	部長長等の長	管理	あり	届出て、権利の個人帰属を申し認してもらうべきである。	透明性が必要
27-4	部長長等の長	管理	ない		
27-5	研究協力部/部	研究協力事務課・産学連携担当	ない	自分の費用で出願したのだから問題はないと思う。ただ、産業界への貢献として、実用化へむけた体制(連携する企業)がなければ、あまり効果のあるものとは言えない。	
28-1	副学長	教育・研究	ない		
28-2	助教授	コーディネーション	あり		
28-3	学長	管理			
28-4	副学長	管理	あり	本業と理解される。	
28-5	教授	教育・研究	ない		
29-1	部長長等の長	教育・研究	ない		
29-2	教授	教育・研究	ない	何が問題となるのか、余技まで公務員としては制限されない。	
29-3	研究協力部/部	研究協力事務課長	ない	私人としての活動の結果であるから問題ないのではないか。	
29-4	部長長等の長	教育・研究	ない		
29-5	部長長等の長	管理	ない		
29-6	副学長	管理	ない	あくまで個人の権利に帰属すべきものとも考える。発明者の権利を重んじることは技術者を鼓舞することにもなる。	
29-7	部長長等の長	管理	あり		
29-8	教授	教育・研究	ない	専門外の余技の範囲での成果である。問題はない。	
29-9	教授	教育・研究	ない	規則でもそうになっているはず。	
31-1	教授	コーディネーション	ない	大学教授がカッパックスからミリオンセラーの本を出版する、芸術系の大学学長が芸術活動で莫大な収入を得るのがなぜ問題外なのかの方が理解に苦しむ。	時間の公私の別の有る、芸術系の大学学長が芸術活動で莫大な収入を得るのがなぜ問題外なのかの方が理解に苦しむ。
31-2	助手	教育・研究	ない		
31-3	助教授	教育・研究	あり	結果的に大学がこの特許が研究成果外と認定したとしても、届出のプロセスは必要。	
31-4	教授	教育・研究	ない		
31-5	教授	教育・研究	ない		
31-6	助手	教育・研究	ない	趣味で何をしようが当人の勝手。大学・他人がとやかくいう問題ではない。	
31-7	教授	教育・研究	ない		
31-8	教授	教育・研究	ない		
31-9	助手	教育・研究	ない	大学での研究に関係していない限り、個人に帰属すると考えるのが妥当ではないか。	

整理番号	回答者		余技発	事例2:余暇の発明だから届け出なかった 問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点			
				のが妥当ではないか。	
31-10	助手	教育・研究	あり		
31-11	教授	教育・研究	ない		
31-12	教授	教育・研究	ない		
31-13	助手	教育・研究	ない		
31-14	助教授	教育・研究	ない		
31-15	助手	教育・研究	ない	車の調整が井田教授の趣味なら問題ないと思います。	
31-16	助教授	教育・研究	あり		
31-17	教授	教育・研究	ない		
31-18	教授	教育・研究	ない		
31-19	教授	教育・研究	ない		
31-20	助教授	教育・研究	ない	当然問題ないと思う	
31-21	教授	教育・研究	ない		
31-22	教授	教育・研究	ない		
31-23	教授	教育・研究	ない		
31-24	教授	教育・研究	あり		
31-25	助教授	教育・研究	ない		
31-26	助手	教育・研究	ない	専門外の分野での発明についてまで、大学側に届ける必要性はないと思われる。	
31-27	助教授	教育・研究	ない		
31-28	助手	教育・研究	あり		
31-29	教授	教育・研究	ない		
31-30	教授	教育・研究	あり		
31-31	教授	教育・研究	ない		
31-32	助手	教育・研究	ない		
31-33	助教授	教育・研究	あり	趣味により発生した発明と解釈します。	
31-34	教授	教育・研究	あり	届けることによって疑惑が生じない	
31-35	助手	教育・研究	ない		
31-36	助手	教育・研究	ない	産業界に貢献すると言うコンセプトに立てば、問題なし。	
31-37	教授	教育・研究	ない		
31-38	助教授	教育・研究	あり	余技については問題ないと思います。	
31-39	助教授	教育・研究	ない		
31-40	助教授	教育・研究	ない		
31-41	助教授	教育・研究	ない		
31-42	部局長等の長	管理	ない		
31-43	教授	教育・研究	ない		
31-44	助手	教育・研究	ない	まったく職務・研究の専門分野に関係ないものは問題ないと考える。	
31-45	助教授	教育・研究	ない		
31-46	助手	教育・研究	ない		
32-1	副学長	管理	ない		
32-2	部局長等の長	管理	ない		

整理番号	回答者		余技発	事例2:余暇の発明だから届け出なかった 問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点			
32-3	部局長等の長	管理	あり	思いつきの時期を証明できるものがない以上、届け出るのが順当と考えられるが、コンサルタントが身近にいれば解消可。	
33-1	助教授	コーディネーション	ない		
33-2	副学長	管理	ない	但し大学の TLO が十分機能している事が必要。	
34-1	助教授	コーディネーション	ない		
34-2	教授	教育・研究	ない	本人の専門分野と無関係の発明であり、公務とは関係ないと考える。	
35-1	助教授	教育・研究	ない		
37-1	副学長	管理	あり	このような場合、届け出て審査する委員会があるべきである。	
38-1	助手	教育・研究	ない		
38-2	助教授	コーディネーション	ない	制度が機能しているなら 2。(現在の発明委では意味がない。)	
38-3	助手	教育・研究	ない	他分野における個人的な発案であるので。	
38-4	部局長等の長	管理	ない		
38-5	助教授	コーディネーション	ない	文面から見る限り所属する大学の設備・資金を用いて行った研究のようではないから、届出なくても問題ではない。なお、届出を行わなかった理由の説明、立証は本人の責任である。	透明性の必要性を示唆
38-6	学長	管理	ない		
38-7	部局長等の長	管理	ない		
38-8	教授	教育・研究	ない		
38-9	部局長等の長	管理	ない		
38-10	教授	教育・研究	ない	最終的にはスタンフォード大学の事例のように、すべての権利を一義的に大学に帰属させるのがよい。	すべての特許の大学帰属が妥当と指摘
38-11	教授	教育・研究	ない		
38-12	副学長	管理	ない	専門外の発明・発見については個人に帰属する権利である。	
38-13	助手	教育・研究	ない		
38-14	副学長	管理	ない	この事例では、本業との関連度、本人の熱意の入れ方等を判断できない。本業での評価は別物であるが、副業の評価を相殺させるという意味で問題はない。	
39-1	副学長	教育・研究	ない		
39-2	部局長等の長	管理	あり		
39-3	教授	教育・研究	ない	これは全く問題ない。	
39-4	助教授	教育・研究	あり	あらゆる特許について大学を通し、情報交換を図ることは必須と考える。	流通の問題指摘か？
39-5	教授	教育・研究	ない		
39-6	部局長等の長	管理	ない		
39-7	部局長等の長	管理	ない		
40-1	教授	技術移転業務	あり	井田教授の発明は直接、間接的に大学での画像処理工学の研究に影響をうけてなされている可能性も皆無といえない。「個人特許」という認定を大学ですべき。即ち届出は必要。	透明性が必要
40-2	副学長	管理			
40-3	部局長等の長	教育・研究	あり		
40-4	教授	教育・研究	ない	全く問題ない。	

整理番号	回答者		余技発	事例2:余暇の発明だから届け出なかった 問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点			
40-5	助教授	管理	ない		
40-6	部長長等の長	管理	ない	大学の経費が含まれていなければ問題ない。	
40-7	部長長等の長	管理	ない		
40-8	学長	管理	ない	事例2の井田教授が不必要な配慮を強いられたのも、国立大学の教官が一般公務員との教官が一般公務員と同列に扱われ、本業と余技の区別さえ自同列に扱うことの制由に判断することができぬまでに追いやられてきた。この制度度的な問題点を指摘上の欠如を正すべきである。	教官を一般公務員との同列に扱うこと
40-9	研究協力部/部研究協力事務課長	研究協力事務	あり	職務上か否かの認定を発明委員会が判断してもらうべきである。	透明性が要る。
40-10	部長長等の長	管理	あり	基本的には問題はないが、教官が所属する機関に対して報告の忠誠の義務の観点からすれば届出をするべきである。	透明性が要る。
40-11	副学長	管理	ない	大学での専門外の内容は個人出願しても良いと考える。	
40-12	部長長等の長	管理	あり		
40-13	助手	教育・研究	ない		
40-14	教授	コーディネーション	ない		
41-1	研究協力部/部研究協力事務課長	研究協力事務	ない		
41-2	助教授	コーディネーション	ない	職務発明、個人発明の分類はあくまで発明委員会の判断で処すべきである。	
41-3	副学長	管理	ない		
42-1	助教授	教育・研究	ない		
42-2	教授	教育・研究	ない	特許出願権は基本的には発明者個人に属する。一定のルールは必要だが、余技を届け出る必要はない。	
42-3	教授	教育・研究	ない		
42-4	研究協力部/部研究協力事務課長	研究協力事務	あり		
43-1	教授	教育・研究	あり	国家公務員であるかぎり、届出は必要であろう。	
43-2	部長長等の長	教育・研究	ない		
43-3	学長	管理	ない		
43-4	研究協力部/部研究協力事務課長	研究協力事務	あり	大学へ発明届出をし、個人所有の承認を受ける。	
44-1	学長	管理	ない		
44-2	教授	教育・研究			
44-3	教授	コーディネーション	ない		
44-4	部長長等の長	教育・研究	ない		
44-5	部長長等の長	教育・研究	ない	余技とか趣味体制の範中と思われる。	
44-6	副学長	管理	ない		
44-7	部長長等の長	管理	ない		
44-8	教授	教育・研究	ない		
44-9	部長長等の長	管理	ない	余技に関しては何ら制約を受けるべきでない。ただし余技かどうかの基準についてルール作りが必要であろう。	届け出しないでいいとするルール化が必要
44-10	研究協力部/部研究協力事務課長	研究協力事務	ない	職務上生じた発明ではないため、届出の必要はない。	
44-11	部長長等の長	管理	ない	余技の範囲内である。	
45-1	教授	教育・研究	ない		
45-2	助教授	教育・研究	ない		
45-3	部長長等の長	管理	ない		
45-4	教授	教育・研究	ない		

整理番号	回答者		余技発	事例2:余暇の発明だから届け出なかった 問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点			
45-5	副学長	管理	ない		
47-1	教授	教育・研究	ない		
47-2	部長長等の長	管理	ない		
48-1	部長長等の長	管理	ない		
48-2	学長	管理	ない	大学とは関係ないので全く問題なし。	
48-3	副学長	管理	ない	大学での研究業務とは全く無関係であることが明確であれば問題ない。	
48-4	副学長	管理	ない		
48-5	研究協力部 課・産学連携担当	研究協力事務	あり	現在では、全て届出することになっている。	規則の確認必要
48-6	部長長等の長	管理	あり	余技であっても特許出願行為については所属機関への届出は必要。	確認必要
48-7	教授	教育・研究	ない		
48-8	部長長等の長	管理	ない		
48-9	部長長等の長	コーディネーション	ない		
48-10	助教授	コーディネーション	ない		
49-1	副学長	管理	ない		
49-2	教授	教育・研究	ない		
50-1	助教授	コーディネーション	あり	本件に関して、大学でなされる画像処理の研究内容の詳細が不明であるが、内容によっては、業務発明と見做しうる余地があり、届出がなかったことは問題となる。実際、業務発明か職務発明か区別は難しい面が多く、基本的には大学発明は全て職務発明とすべきであると考える。	
51-1	副学長	管理		身分を大学に置いている以上、届出は義務である。	
51-2	助教授	コーディネーション	あり	岩手県では、そのような場合でも発明届を知事に提出するとの規定となっている。大学でもそうすべき。	
51-3	部長長等の長	管理	ない		
51-4	教授	コーディネーション	ない		
52-1	副学長	管理	ない		
52-2	講師	コーディネーション	ない		
53-1	助教授	教育・研究	ない		
53-2	その他	教育・研究	ない		
53-3	研究協力部/部研究協力事務課長	研究協力事務	ない		
53-4	部長長等の長	管理			
53-5	学長	管理	ない		
53-6	部長長等の長	管理	ない	専門が全く異なるものである、問題ない。	
53-7	副学長	管理	あり	大学に所属するとして、その中でこのようなものは個人に帰属するとのほんだ低でもかまわない。その、判定はあくまでも大学が行う体制がよい。	
54-1	学長	管理	ない		
55-1	教授	教育・研究			
55-2	部長長等の長	コーディネーション	ない	本務外であり、自費で出願するので問題なし。	
55-3	研究協力部/部研究協力事務課長	研究協力事務	ない		
57-1	研究協力部/部研究協力事務課長	研究協力事務	ない		
57-2	部長長等の長	コーディネーション	ない		

整理番号	回答者		余技発	事例2:余暇の発明だから届け出なかった 問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点			
57-3	学長	管理	ない		
57-4	副学長	管理	ない		
57-5	副学長	管理	ない		
57-6	部局長等の長	管理	ない		
57-7	助教授	コーディネーション	ない		
58-1	教授	技術移転業務	ない	勤務時間外で、かつ大学の資源を利用していないので大学との間で利益相反はないと考えるべき。いくら大学教官であるからといって、その教官の職務外のすべてについてまで大学が把握する必要があると考えるのは行き過ぎ。	過剰管理の危険性を指摘
58-2	部局長等の長	管理	あり		
59-1	助教授	コーディネーション	ない		
59-2	部局長等の長	管理	ない		
59-3	副学長	管理	ない		
59-4	助教授	コーディネーション	あり	発明委員会という形式的問題である。	
59-5	研究協力部/部研究協力事務課長	ない	ない		
59-6	教授	教育・研究	ない	整備。	
59-7	教授	教育・研究	ない	しかし、この事をすみやかに学内特許委員会に申し出て了承を得ることは難しいことではない。	
59-8	教授	教育・研究	ない		
59-9	部局長等の長	管理	ない		
59-10	部局長等の長	管理	あり	発明がどのような状況下で行われたにせよ、一応大学の発明委員会に届け出て、本人に帰属するものかの判断を受けるのが良い。	
60-1	助教授	教育・研究	ない		
60-2	教授	教育・研究	ない	個人の業績と考える。大学は人件費と建物だけが提供していない。研究費は消耗品と教育費だけなくなる。	
60-3	教授	教育・研究	ない		
61-1	助教授	教育・研究	あり	発明の基礎知識、技術はこれまでの蓄積による	暗黙知が働く
61-2	部局長等の長	教育・研究	ない		
61-3	部局長等の長	管理	ない		
61-4	助手	教育・研究	ない	大学での本業に関わらない、予算支出もない「異分野」での個人の活動であるから問題ない。	
61-5	学長	管理	ない		
61-6	部局長等の長	教育・研究	ない		
61-7	部局長等の長	管理	ない		
61-8	研究協力部/部研究協力事務課長	ない	ない	職務と関係のない自由発明。	
61-9	部局長等の長	教育・研究	あり	専門領域の問題であるので、国立大学の教官であれば単純には言えない。	
62-1	学長	管理	ない		
62-2	助教授	コーディネーション	ない		
63-1	部局長等の長	教育・研究	ない	大学教授や共同研究費で発明したのであれば提出は必要。	
63-2	助教授	教育・研究	ない		
63-3	部局長等の長	管理	ない		
63-4	副学長	教育・研究	ない	趣味の上生まれた特許は除外してもよいと思う。	
64-1	学長	管理	ない		

整理番号	回答者		余技発	事例2:余暇の発明だから届け出なかった 問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点			
64-2	教授	教育・研究	あり		
64-3	副学長	管理	ない		
64-4	研究協力部/部研究協力事務課長	ない	ない		
64-5	教授	教育・研究	ない	現状、いくらでも個人出願の道はあり、発届を出している方がベター。	
64-6	副学長	管理	ない		
64-7	部局長等の長	管理	ない		
64-8	部局長等の長	教育・研究	ない		
65-1	学長	管理			
65-2	部局長等の長	教育・研究	ない		
65-3	助教授	コーディネーション	あり		
65-4	教授	教育・研究	ない		
65-5	教授	教育・研究	ない		
65-6	研究協力部/部研究協力事務課長	あり	あり		
66-1	教授	コーディネーション	あり	芸術活動の場合は多少異なるが、研究活動に関係する場合は、個人的に届出必要性の可否を判断するのはまずい。所属機関の重要な視点判断を待つべきである	利益相反との関係で
66-2	助教授	コーディネーション	あり	発明は理由を問わずすべて届け出ること規則が決まってい	規則を要確認する。帰属は別問題。
67-1	研究協力部/部研究協力事務課・産学連携担当	ない	ない		
67-2	教授	教育・研究	あり	現状の規則に違反する行為である。	規則を要確認
67-3	助教授	教育・研究	ない		
67-4	教授	教育・研究	ない		
68-1	副学長	管理	ない	本業を離れての発明は個人のもとなすべし。	
68-2	副学長	管理	ない		
68-3	部局長等の長	教育・研究	ない		
68-4	教授	教育・研究	ない		
69-1	副学長	管理	ない		
69-2	教授	管理	ない	大学へは提出をすべきである。ただし、問題はない。報告義務は残すべし。	
69-3	助教授	コーディネーション	ない		
69-4	部局長等の長	教育・研究	ない		
69-5	研究協力部/部研究協力事務課長	ない	ない	問題ないが、本業に関連するかもしれないので、大学として承知しておいてもよいのではないかと	発明委員会に届け出て個人有になった発明も大学では追跡していない
70	副学長	教育・研究	ない	職務(研究)と無関係であることの届出は必要。	
70	部局長等の長	教育・研究	ない		
70-3	助教授	コーディネーション	ない		
70-4	部局長等の長	教育・研究	ない		
71-1	副学長	管理	ない	個人による着想の成果は、基本的にその人の権利であると考えらるべきであろう。	
71-2	研究協力部/部研究協力事務課長	ない	ない		
71-3	助教授	コーディネーション	ない	本業以外の活動は、個々人の自由と考えられる。	

整理番号	回答者		余技発	事例2:余暇の発明だから届け出なかった	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点			
71-4	部長等の長	管理	ない	問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	
71-5	部長等の長	教育・研究	ない		
71-6	教授	教育・研究	ない		
71-7	教授	教育・研究	ない		
72-1	研究協力部/部研究協力事務課長	管理	ない		
72-2	部長等の長	管理	ない		
72-3	学長	教育・研究	あり	帰宅途中思いついたものでも日ごろの大学での教育研究が深くかかっており、純粋に個人的なものでは有り得ない。	
72-4	助教授	教育・研究	ない	あくまでも個人の問題で大学は無関係。	
73-1	教授	教育・研究	あり	届出の上、個人発明の認定も受けるべきであるし、この例の場合には個人に所属する特許と認定されるべきである。(そうならない場合も学内に訴えを起こせる法務部的組織があることが望ましい。)	透明性が必要
73-2	助教授	コーディネーション	ない		
73-3	部長等の長	教育・研究	ない		
73-4	教授	コーディネーション	ない	余技はあくまでも余技として取り扱うべき。	
74-1	部長等の長	管理	ない		
74-2	助教授	教育・研究	ない		
74-3	助手	教育・研究	ない	大学がこの教員に求めているもの(教育、研究)を教員が満たしていれば、その他の活動は自由なはず。	
74-4	教授	教育・研究	ない		
74-5	助手	教育・研究	ない	日常から専門外の研究(趣味)が本業に支障を発生させてると余技の本業への影響という事実や苦情が教職員や学生で確認されていないなら問題を懸念しない。	
74-6	教授	教育・研究	ない	問題ないと思うが、不明なところもある。	
74-7	部長等の長	管理	ない		
74-8	教授	教育・研究	ない		
75-1	部長等の長	教育・研究	ない		
76-1	学長	管理	あり		
78-1	副学長	管理	ない		
78-2	部長等の長	管理	あり	国立大教員であれば、届け出が必要と思う。	勤務時間の内外の整理が必要か？
78-3	助教授	コーディネーション	ない		
78-4	研究協力部/部研究協力事務課長	管理	あり	大学の規定等で発明が生じたときは届け出ることになっている。	
79-1	助手	教育・研究	ない		
79-2	助手	教育・研究	ない		
79-3	副学長	管理	ない		
79-4	副学長	教育・研究	ない	余技に国費が使われないかぎり別のものであろう。	
79-5	研究協力部/部研究協力事務課・産学連携担当	管理	あり		
79-6	部長等の長	管理	ない		
79-7	部長等の長	教育・研究	ない		

整理番号	回答者		余技発	事例2:余暇の発明だから届け出なかった	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点			
79-8	教授	コーディネーション	ない	このケースでは、アイデアと得たこととある特定の研究費との間の関係が弱く、井田教授の個人的活動の範囲と考えると良いと思う。	
79-9	部長等の長	管理	あり	単なる思い付きだけで特許になるとは思えない。これまでの実験等を踏まえてのこと及び実証実験も必要と思われるので余技とは言えない。	全く課外はありえないとの指摘
79-10	教授	教育・研究	ない	ただし、大学のガイドラインで「専門外」ということの定義が透明性が	透明性が必要
79-11	助教授	教育・研究	ない	各大学教員が、特許出願する場合に大学に届出なければならない研究専門分野の範囲を決めておく必要があると思います。その範囲外ならば、その人が特許出願しても大学の届出は必要ないと思います。	透明性が必要
79-12	教授	教育・研究	ない		
79-13	助教授	教育・研究	ない	事例の内容が簡単に述べられていて、この内容だけで問題あり、なしを言えない。	
79-14	助手	教育・研究	ない		
79-15	助教授	教育・研究	あり		
79-16	助教授	教育・研究	ない		
81-1	部長等の長	教育・研究	ない		
81-2	教授	コーディネーション	ない		
81-3	部長等の長	教育・研究	ない	法的根拠によるものではないが、日常の研究と関連のないものは認められることを期待したい。	
81-4	研究協力部/部研究協力事務課長	管理	ない		
81-5	部長等の長	管理	ない		
81-6	教授	コーディネーション	ない	大学研究者の出願後、学内発明委員会に届出を義務づける。客観的判断で問題があれば再検討。	
81-7	教授	教育・研究	あり		
81-8	教授	コーディネーション	ない		
83-1	副学長	コーディネーション	ない	本ケースは特異例で、境界が判然としない場合の方がむしろ多いと思われる。	このケースは境界がむしろ分かりやすいとの指摘
85-1	副学長	管理			
85-2	研究協力部/部研究協力事務課長	管理	あり		
85-3	教授	教育・研究	ない		



TL0 関係者（事例 2）

整理番号	回答者 職責	余技発明 の届出な しに問題 ないか		事例2:余暇の発明だから届け出なかった	備考 (プロジェクトによるメ モ)
				問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	
1	研究協力 部/課・産 学連携担 当	ない		本学では職務発明について届出を義務付けているが、自由発明までは義務化していない。なお、本人が希望する場合には、職務発明と同様、大学 TLO で承認を審議することになる。	私学系 TLO
2	TLO 役員	ない			
3	TLO 役員		あり	大学に勤務しておれば、種々知識や情報が入ってくるのは当然であり、ご自分が余技としてなした発明であっても大学への届出はすべきと思う。なお、現在の発明規則では著作物、ノウハウ等の発明以外の知的所有権は対象外となっているが、今後はそれらも取り込むよう検討したほうがベターと考える。	著作物も知的所有権の対象として発明並みに扱うべきとの指摘
4	TLO 役員	ない			
5	教授	ない			
6	TLO 役員	ない		ただし、大学の発明規定の内容による。	
7	TLO 職員	ない		このケースのように明白に専門外である場合には問題ないが、同一の技術分野の場合には届出るべき。	
8	TLO 職員	ない		職務発明でなく、自由発明。	
9	TLO 職員	ない		その大学の教員の職務とは何かを明確に示した文章を作成しておくべき。	
10	TLO 役員	ない			
11	TLO 役員	ない			
12	TLO 職員	ない			
13	TLO 職員	ない			
14	TLO 職員	ない		明らかに職務発明ではない。	
15	TLO 職員	ない		自由発明に属するものなので問題ないと考えます。ただし、疑惑を生じないようにするためには、発明委員会に届け出しておくのが望ましい。	
16	TLO 職員	ない			
17	TLO 役員		あり	国民からは本業と余技の区分は解らないので発明届出を行い権利の帰属を明確にしておくべきである。	
18	TLO 役員		あり	職務発明ではないが業務発明と考えられるので組織としての判定が不可欠。	職務発明 vs 業務発明
19	その他	ない			

整理番号	回答者 職責	余技発明 の届出な しに問題 ないか		事例2:余暇の発明だから届け出なかった	備考 (プロジェクトによるメ モ)
				問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	
20	TLO 職員	ない			

産業界（事例2）

整理番号	回答者 職責	余技発明 の届出なし に問題ない か		事例2:余暇の発明だから届け出なかった	備考 (プロジェクトによるメ モ)
				問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	
1	金融（協会） 専務理事	ない			
2	製造（電機） 研究開発本部長		あり	手続き的には大学に設置された発明委員会への届出が必要と考えられる	
3	製造（窯業） 研究開発本部長	ない			
4	製造（電機） 常務取締役	ない		民間企業では大学に比較すると本業/余技の境界がグレーであり、判断が難しいケースがある。大学では本事例の場合など区別は明確に可能であり、問題ない。	
5	製造（医薬） 研究情報部長		あり	本務外としても届出は必要であろう。まず発明が発生した場合には届出をしてもらい、その上で個人帰属か否かを判断する。	
6	製造（精機） 開発部長	ない		本業に関するものは会社を通じて行うが、余技のものは問題なし。	
7	製造（輸送） 技術研究所 総務グループ長		あり		
8	サービス（設計） 統括部長	ない			
9	サービス（デザイン） 技術統括室長	ない			
10	製造（繊維） 企画部長	ない			
11	製造（電機） 企画推進室主事	ない		学校（会社）の設備を全く利用しないでの考案であれば純粋に私的な権利と認めて問題ないと考えます。	
12	製造（電機） 研究所			本務外発明であることが証明（公に）できれば問題ない。ただしその場合本務が何であるかの定義（契約）が必要。	
13	製造（機械） 相談役			当社では特許主管部門が本務発明か否かの判断を行っている。また本務発明であっても会社が特許権確立不要と判断したものは、発明者に権利を与えている。大学も TLO 等で審議するルールを確立すべきである。	
14	基盤（電力） 役員	ない		民間企業では、自由発明については届出義務を課していない。届出義務を課すと、法的にも問題がありそうである。	ルールを吟味
15	製造（繊維） 技術部長	ない		大学（又は会社）の設備等を使ったりした場合、会社の場合会社の利害に関係する場合には問題ある。	させてほしい

整理番号	回答者 職責	余技発明 の届出なし に問題ない か		事例2:余暇の発明だから届け出なかった	備考 (プロジェクトによるメ モ)
				問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	
16	基盤（通信） 技術部長	ない		この場合は、個人的な趣味の活動の中で発明した者であり、個人的な物と考えてよいと思う。	
17	基盤（鉄道）	ない			
18	製造（鉄鋼） 副支店長	ない		特許に至る発明に、大学の費用は使われておらず、問題無し。	
19	製造（樹脂） 企画担当部長	ない			
20	製造（機械） 常務取締役	ない			
21	製造（繊維） 研究企画部 主席部員	ない			
22	製造（医薬） 室長	ない		企業でも同じ考え方で対処している。	
23	金融（証券） 部長	ない			
24	基盤（鉄道） 技術部マネージャー	ない		内燃機関の知識が、大学の研究において全く関係がない（勤務時間、研究設備等に全く関与していない）ことであれば、問題はないと考える。	
25	製造（電機） 企画部長	ない		大学と教授とで、発明（職務発明）に関する業務規定があるか。	
26	製造（鉄鋼） 開発企画部次長		あり	産業界ではビジネスドメインがはっきりしており、本業と余技の区別が明確。大学では研究内容がイコール本業とは判定しにくい。	
27	製造（化学） 技術部 企画室主席	ない		問題はない。しかし、これが最終的に事業とむすびつくときには、兼業になってくる。本務のままであることが、本人にとってもよいのかどうか。	
28	製造（機械） 取締役技師長	ない		職務と全く異なる分野（例えば趣味など）であれば個人の出願は可能と考えます。	
29	製造（精機） 研究部次長	ない			
30	製造（医薬） 取締役研究開発 本部長	ない		本業と全く別の発明まで、大学に届け出る必要はないが、実際には本業と余技の区別や線引きは難しい。	
31	基盤（建設） 専務取締役	ない		本務外での発明で個人特許としては全く問題ない。	
32	基盤（土木） 事業企画室課長	ない			
33	製造（医薬） 研究計画推進部 担当部長	ない		公的業務以外での発明は、個人に属するとの考えでよいと考える。	

整理番号	回答者 職責	余技発明 の届出なし に問題ない か		事例2:余暇の発明だから届け出なかった	備考 (プロジェクトによるメモ)
				問題「なし」、あるいは「あり」とする左記の選択に関するコメント	
34	製造(電機) 専務取締役	ない			
35	基盤(ガス) 企画部課長	ない			